

平成28年(2016年)4月11日

長野県長野建設事務所

## 公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続は、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（平成14年9月25日付け14監技第260号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領（平成15年1月29日付け14監技第412号）に示すとおりです。

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名及び業務箇所名

業務名 平成28年度 国補総合都市交通体系調査業務  
業務箇所名 長野都市圏

#### (2) 業務の目的

本業務は、実態調査(パーソントリップ調査)、付帯調査、補完調査、調査結果データの分析、都市圏将来像の検討、将来交通需要量予測、将来都市像の検討、交通計画の検討などを実施し、長野都市圏の市町における集約型都市構造への転換や、まちづくりと一体となった公共交通の再編などコンパクトシティの実現を図る施策等に資する、「長野都市圏総合都市交通計画」の策定を行うものである。

#### (3) 業務内容

##### 1) 業務対象区域

長野都市圏の5市3町（長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、小布施町、信濃町、飯綱町）を調査対象範囲とする。

##### 2) 業務内容

###### ①計画準備

本業務の実施計画を作成する。

###### ②実態調査準備

平成27年度の予備調査実施結果を踏まえ、調査対象の抽出方法、調査の実施方法、精度確保のための方策、発送・回収計画、個人情報保護のための計画、工程管理など、実態調査（パーソントリップ調査）の具体的な実施計画を立案する。

### ③実態調査の実施

#### ア 対象者抽出

調査対象圏域の市町において、住民基本台帳データに基づき、調査対象者名簿の作成・整理を行う。対象者名簿の情報は、個人情報を含むため、個人情報保護法、地方公共団体の条例などを遵守し、適切な取扱いに留意する。

抽出した調査対象者名簿について、ゾーン別の抽出数、市町別・性年齢別抽出数を集計し、母集団と比較するとともに、抽出結果妥当性を確認する。

#### イ 各種マニュアルの作成

抽出マニュアル、エディティングマニュアル、コーディングマニュアル、問い合わせマニュアルなど、調査実施に必要な各種マニュアル・各種コード表を作成する。

#### ウ 調査物件の作成

パーソントリップ調査について、事前予告はがき、調査票（世帯票・個人票）、付帯調査票、依頼文、内容物説明資料、記入例、宛名ラベル、送付用・返信用封筒、謝礼、PR用ポスターなど、調査物件を作成・印刷・封入仕分け整理する。（仕様・数量は別添）

#### エ 調査員の募集、教育

各種マニュアルに基づき、業務に従事する調査員、オペレータ等を募集するとともに、業務上必要な教育訓練を行う。

#### オ 本体調査

調査実施に際し、セキュリティ管理されたスペースを確保し、厳重にデータ等の保管・管理を行う。問い合わせ専用の電話回線および対応要員等を必要数配置する。本体調査・付帯調査は、予備調査で検討した配布・回収ロット区分の発送タイミングに基づき実施する。

不達・返送・調査拒否などがあつた場合は、数量と理由を整理し、再配布を行わないよう留意する。また、回収状況から必要サンプル数のチェックを行い、必要に応じて予備票の発送を検討・実施する。

#### カ 実態調査結果の入力等

郵送回収又はWEB回収された調査票を点検、整理し、市町ごとで概ね20世帯ごとにファイルに綴じ込み（バッチ作成）、整理を行う。

エディティングマニュアルに基づき、調査票の記入洩れ、記入ミス、論理的な矛盾回答などの不備を修正・補正する。

コーディングマニュアルに基づき、数値以外で回答された調査項目について回答内容を数値化する。

エディティング及びコーディング後の調査票について、データを入力し、データファイルを作成する。また、記入洩れ、記入ミス、データ相互の論理矛盾について、チェックプログラムによるシステムチェックを行い、ミス及び矛盾箇所については、修正する。

#### キ WEB回答システムの構築

本体調査の実施に当たり、WEB回答システムを構築する。WEB回答システムは、セキュリティ保護されたものとし、サーバを含めて用意する。

#### ク 広報・PR

広報・PRのため、ホームページ案の作成、各市町広報誌原稿の作成、ポスター・チラ

シの作成を行う。

#### ④付帯調査

実態調査（パーソントリップ調査）の付帯調査として、「交通と暮らしの意識調査」「65歳以上の方の意識調査」を実施する。（仕様・数量は別添）

実態調査と同様、調査結果の入力等を行う。

#### ⑤補完調査

##### ア 来街者の交通行動調査

新幹線駅（長野駅、飯山駅）やバスターミナル（長野駅高速バス乗降所）において、来街者を対象に都市圏内での交通行動及び都市圏交通に関する意向を調査する。調査は、平日を対象とし、調査員による手渡し配布、郵送回収により実施する。

1,500票配布を行い、回収率は25%を見込む。

##### イ 観光客の交通行動調査

観光地において、観光客を対象に都市圏内での交通行動及び都市圏交通に関する意向を調査する。調査は、8月の休日を対象とする。調査対象観光地は、善光寺、飯綱高原、戸隠高原、臥竜公園、斑尾高原、戸倉上山田温泉、小布施の7か所とし、調査員による聞き取り調査を実施する。

各観光拠点で100サンプル以上確保する。

##### ウ 公共交通利用者調査

パーソントリップ調査でサンプル数が少ない公共交通利用者を対象に、公共交通に関する意識や今後の期待等を調査する。調査は、平日を対象とし、調査員による手渡し配布、郵送回収により実施する。調査は、長野駅（在来線改札）及び長野駅バス乗降所にて実施する。

1,000票配布を行い、回収率は25%を見込む。

##### エ 都市圏外居住者の流動調査

パーソントリップ調査では把握できない、都市圏外居住者の流動について、来街者数や訪問市町を調査する。

対象地域：都市圏内（市町の大字単位）、都市圏外（北海道・東北（一括り）、北陸・関東・中部（都県単位）、近畿（一括り）、中国・四国（一括り）、九州・沖縄（一括り））

対象日時：平成28年10月 平日1日 日曜1日

時間：0時～7時（一括り） 7時～21時（1時間単位） 21時～0時（一括り）

集計単位：都市圏外居住者が都市圏内にどの程度分布（移動／滞留識別含む）するか、都市圏外居住者が都市圏内をどのように流動（OD及び必要に応じ1経由地※<sup>1</sup>）しているか把握する

※1 サンプル数が確保できる場合

##### オ スクリーンライン調査

パーソントリップ調査の精度を確認・補完するため、都市圏内の渡河部で交通量調査を実施する。交通量調査は、秋季の平均的な平日1日を対象とし、24時間連続観測（1時間集計）を行う。調査対象は、丹波島橋、村山橋の2橋とする。

## ⑥拡大、基礎集計

調査結果をもとに、母数となる性年齢階層別ゾーン別人口に対する拡大（母集団推定）手法を検討する。拡大（母集団推定）手法は、得られたサンプルにより、必要に応じて拡大層区分を統合するなどして検討する。

検討した拡大手法に基づき、拡大係数を付与する。

拡大係数付与後のマスターデータを用いて、基礎的な集計を行う。基礎集計は、人口等都市概要、原単位、発生集中、分布、機関分担、トリップ長や駅端末交通手段などその他の特性について、基礎的な集計を行う。基礎集計結果は、前回調査結果や全国パーソントリップ調査結果などと比較し、妥当性を検証する。

## ⑦現況交通実態の分析

交通実態調査結果をもとに、基礎集計以外に都市圏の問題把握や課題分析に必要となる集計を行う。既往統計・調査データによる現況分析を踏まえ、交通課題の分析を行う。

## ⑧都市圏将来像の検討

### ア 基本的な考え方の検討

既往の圏域マスタープラン、都市計画区域マスタープラン及び各市町のマスタープランを踏まえ、都市圏の将来都市構造を整理するとともに、地域拠点整備や土地利用のあり方について検討する。

### イ 都市圏の将来像の設定

基本的な考え方に基づき、将来像を設定する。

### ウ 将来像に応じた人口配置の検討

設定した将来像に応じて、昼夜間人口配置を検討する。

## ⑨将来交通需要予測

### ア 予測モデルの検討

都市圏の交通実態や将来像を踏まえ、望ましい予測モデルを検討する。予測は、一般的な四段階推計法を基本とする。

### イ 生成交通量の予測

予測モデルに基づき、生成交通量を予測する。

### ウ 発生集中交通量の予測

予測モデルに基づき、発生集中交通量を予測する。

### エ 分布交通量の予測

予測モデルに基づき、分布交通量を予測する。

### オ 分担交通量の予測

予測モデルに基づき、分担交通量を予測する。

### カ 配分交通量の予測

予測モデルに基づき、配分交通量を予測する。

## ⑩計画課題の整理

### ア 需要予測結果からみた課題

将来交通需要予測の結果を踏まえ、都市圏の課題を改めて整理する。

### イ 将来像実現に向けた課題

設定した将来像の実現に向けた課題を整理する。

## ウ 計画課題の整理

予備調査結果や実態調査結果、将来交通需要予測結果や設定した将来都市像を踏まえ、総合都市交通計画立案にあたっての計画課題を整理する。

### ⑪将来シナリオの設定と評価

#### ア 基本的な考え方の検討

計画課題を踏まえ、将来像実現に向けた基本的な考え方を検討する。

#### イ 将来シナリオの検討

基本的な考え方にに基づき、将来像実現に向けたシナリオを検討する。

#### ウ 将来シナリオの予測・評価

設定したシナリオに基づき、段階的な予測・評価を行い、妥当性を検証する。また、予測・評価の結果にもとづき、必要に応じてシナリオを修正・フィードバックし、最終的なシナリオとして取りまとめる。

### ⑫都市交通計画の策定

#### ア 都市交通計画の検討

将来シナリオに基づき、取組の分野別・地域別に都市交通計画を検討する。

#### イ 施策実施の優先順位検討

将来シナリオに基づき、概ね10年ごとに施策実施期間を区分し、優先的に取り組むべき施策を検討する。検討に当たっては、将来像実現に向け、より効果的な施策を優先的に実施することとし、中間年次の予測についても実施する。

#### ウ 都市交通計画の策定

これまでの検討結果をもとに、都市交通計画として取りまとめを行う。

### ⑬今後の課題

都市交通計画を進めていく上での課題を整理するとともに、進捗管理や見直しサイクルなど留意すべき点についても課題として取りまとめる。

### ⑭協議会の開催運営事務

協議会（3回開催）、委員会（5回開催）、分科会（6回開催）、幹事会（8回開催）に必要な会議資料、議事録の作成等を行う。

平成28年度：協議会1回 委員会2回 分科会3回 幹事会3回

平成29年度：協議会2回 委員会3回 分科会3回 幹事会5回

### ⑮報告書等作成

#### ア 報告書作成

報告書は年度ごとに作成する。また、調査のステップ単位でのとりまとめ・製本を行う。

■年度別報告書 各年度2部（ファイル製本）

■電子データ 各年度2部（CD-R）

■実態調査編 50部（A4版くるみ製本 200p カラー半数程度 平成28年度）

■将来像検討編 50部（A4版くるみ製本 200p カラー半数程度 平成29年度）

■計画編 50部（A4版くるみ製本 200p カラー半数程度 平成29年度）

#### イ パンフレット作成

検討の進捗にあわせてパンフレットを発行し、PRに努める。パンフレットは、ホーム

ページへの掲載のほか、構成市町や県庁、建設事務所などで配布を行う。

■取組PR版（実態調査実施前）	500部（A3版両面カラー2つ折り）
■都市圏の姿（実態調査実施後）	500部（A4版16面相当中止め製本）
■都市圏の将来像（計画課題検討時）	500部（A3版両面カラー2つ折り）
■都市交通計画概要版	500部（A4版16面相当中止め製本）

#### ⑩打合せ協議

業務着手時、中間時、業務完了時に打ち合わせを行う。業務着手時及び業務完了時には、管理技術者が同席する。中間時打ち合わせは、協議会、委員会、幹事会の前に実施する。

平成28年度：業務着手時、中間時6回、業務完了時

平成29年度：業務着手時、中間時10回、業務完了時

■本体調査

調査対象世帯数 44,000 世帯 (H27 時点では 43,531 世帯 H28.7 時点で再精査)

調査対象人数 105,737 人 (世帯数同様 H28.7 時点で再精査)

想定回収率 38%

印刷物件 (予備含む)

●お願いハガキ	ハガキ両面	44,000 票
●送付用封筒	角 2 (窓開き)	48,000 票
●お願い文	A 4 版両面カラー	48,000 票
●調査説明	A 4 版両面カラー	48,000 票
●世帯票	A 3 版片面カラー	48,000 票
●個人票	A 3 版両面カラー	117,000 票
●個人票記入例	A 3 版両面カラー	48,000 票
●宛名兼WEB回答パスワード	A 4 版片面白黒	48,000 票
●返信用封筒	長 3	48,000 票

■付帯調査

交通と暮らしの意識調査 16,521 人

65 歳以上の方の意識調査 15,825 人

想定回収率 38%

印刷物件 (予備含む)

●交通と暮らしの意識調査	A 3 版両面白黒	18,000 票
●65 歳以上の方の意識調査	A 3 版両面白黒	17,000 票

(4) 技術提案を求める具体的内容

- ①効率的、効果的な交通実態把握調査に資する工夫
- ②調査結果や地域特性を踏まえた計画課題の設定手法
- ③計画課題を踏まえた実効性ある都市交通計画策定手法

(5) 履行期限 平成30年3月10日 (債務負担行為設定済)

(6) 支払い条件

- 1) 前払い金として、契約金額の3割の範囲内で支払うことができる。
- 2) 部分払いについては支払限度額のとおり。
- 3) 各会計年度における支払限度額は次のとおり。
  - ①平成28年度は契約金額の約70%
  - ②平成29年度は契約金額の約30%

(7) 業務実施上の要件

- 1) 実施に当たっては、長野県設計業務等共通仕様書の共通編を遵守すること。
- 2) 前回調査報告書(平成13年度国補街路交通情勢調査、平成14年度県単街路交通情勢調査、平成15年度県単街路交通情勢調査及び平成27年度国補総合都市交通体系調査(長野都市圏総合都市交通体系調査))を貸与する。  
また、業務の遂行に必要な県の保有する資料については可能な限りこれを貸与する。
- 3) 諸会議のための資料、報告書の概要版、提案内容に伴う広報用資料等の作成に係る費用は本業務に含むものとする。
- 4) 本業務の実施に当たり、追加調査等の必要が生じた場合は速やかに協議のこと。
- 5) 業務の打ち合わせの回数は20回以上とする。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、建設コンサルタント(都市計画及び地方計画部門かつ道路部門)を有する者であること。
- (2) 建設コンサルタント業務について、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)に基づく登録(都市計画及び地方計画部門かつ道路部門)のある者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (4) 測量法第57条の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日22建政技第337号)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。



- (6) 県発注の他の対象業務において、委託契約約款第17条の規定による「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (7) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成15年4月1日会検第1号）第9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第31条の規定による業務完了の通知をしていない者でないこと。
- (9) 県発注の他の対象業務の入札において、長野県会計局公正入札調査委員会から協定して入札した入札書に該当すると認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (10) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (11) 同種または類似の業務の実績を有すること。  
1) 「パーソントリップ調査」、かつ「将来予測手法による交通計画策定業務」の実績を有すること。
- (12) 当該業務の実施体制  
1) 配置予定管理技術者は、技術士（建設部門（都市及び地方計画）又は建設部門（道路））の資格を有すること。  
2) 配置予定照査技術者（管理技術者と兼務不可）は、技術士（総合技術監理部門（科目指定なし））又は技術士（建設部門（都市及び地方計画）又は建設部門（道路））を有すること。  
3) 委託の主要部について、再委託または技術協力が無いこと。
- (13) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を行うことがある。  
なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。  
ア 人的関係のある会社  
イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合  
ウ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社  
エ 事業協同組合とその構成員
- (14) 「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、上記（1）から（13）の要件を満たしたと認められた者は、参加することができる。

### 3 参加表明書の作成・提出に係る事項

- (1) 参加表明書の作成様式  
様式2号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式3号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

1) 登録状況

建設コンサルタント登録規定その他の登録規定に基づく登録状況を記載すること。

2) 保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）

①専門分野は業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。

②資格は、技術士（建設部門（都市及び地方計画）又は建設部門（道路）、技術士（総合技術監理部門（科目指定なし））とする。

③1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる分野のみに記載し、重複記入しないこと。

④専門分野別技術職員数は、通年経験年数10年未満、10年以上に分けて記入すること。

3) 同種または類似の業務の実績

①会社としての実績として、記載件数は3件以内とする。

②実績は掲示の日の前日から過去15年以内に完成した業務を対象とする。（平成13年4月1日から掲示日の前日までに完了した業務。）

③「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において提案を求めている技術的事項を中心に記載すること。

4) 当該業務の実施体制

①配置予定の管理技術者について記載すること。

②再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。

5) 建設コンサルタント等の登録状況、保有する技術職員の状況、同種または類似の実績については、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

6) 調査共同体として資格認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した資格審査申請書（様式1）を参加表明書とともに提出する。

7) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・問い合わせ先

〒380-0836 長野県長野市大字南長野南県町686-1

長野県長野建設事務所 計画調査課

(課長) 胡桃敏成・(担当) 西澤 賢

電話 026-234-9540 (直通)

ファックス 026-233-3245

メール choken-keicho@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

1) 提出期限 平成28年4月20日（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

## 2) 提出場所

〒380-0836 長野県長野市大字南長野南県町686-1

長野県長野建設事務所 総務課 工事事務係

(次長) 中村健二・(担当) 池田卓郎

電話 026-234-9538 (直通)

ファックス 026-234-9605

メール choken-somu@pref.nagano.lg.jp

## 3) 提出方法 持参または郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(5)の担当者に確認すること。

ただし、郵送の場合は、提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

## (6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、次の基準に基づいて選定される。

なお、技術提案書提出選定者の業者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・建設コンサルタント登録	・登録の有無
2 技術職員の状況 (専門分野別)	・当該業務の実施に必要な専門分野の 技術職員の在籍状況	・有資格職員の有無 ・有資格職員の経験の有無
3 同種又は類似の業務の 実績(会社)	・同種又は類似業務の内容	・実績の有無
4 配置予定の管理技術者	・管理技術者の状況	・配置予定者の有無
5 再委託又は技術協力の 予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か (当該業務の主要部分を再委託することにならないか) ・再委託先の選定は適正か
	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務の内容は 適正か(最先端技術であるなど、 技術協力を求めることが妥当であるか) ・技術協力を求める先の選定は適 正か

## (7) 非該当理由に関する事項

①参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を書面により、長野県長野建設事務所長から通知する。

②上記①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(長野県の休日を定める条例(平成元年条例第5号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を含めない。)以内に、書面(書式自由)により、長野県長野建設事務所長に対して非選定理由についての説明を求めることができる。

③上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含めない。)以内に書面により行う。

④非選定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

- ア 受付場所 3 (5) に同じ。
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ウ 受付方法 原則としてFAX (回答を受ける担当者名、電話番号及びFAX番号を併記すること) による。  
なお、到達したことを電話で3 (5) の担当者に確認すること。
- エ 回答方法 原則としてFAXによる。

(8) その他の留意事項

- ① 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行わない。
- ② 参加表明書の提出をした業者名 (参加要件資料審査結果表) は、契約締結後、公表するものとする。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

1) 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

- ア 主な業務経歴は揭示の日の前日から過去15年以内に完成した業務とする。(平成13年4月1日から揭示日の前日までに完了した業務。)
- イ 委員会、学会活動等は、現在及び過去3年間の実績を記入すること。
- ウ プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。
- エ 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。

2) 技術者動員計画

- ア 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがある。
- イ 費用の積算にあたっては労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。

3) 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

- 4) 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。
- 5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明がある場合の質問の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

- 1) 受付場所 3 (5) に同じ。
- 2) 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- 3) 受付方法 FAXまたはメール等とする。

4) 回答方法 技術提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答する。

発注者が求める技術提案項目に係る質問及び技術提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、長野県ホームページにて公表する。

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

1) 提出期限 平成28年5月6日(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

2) 提出場所 3(5)に同じ。

3) 提出部数 1部

4) 提出方法 持参または郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(5)の担当者に確認すること。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

(6) 技術提案書のヒヤリングに関する事項

1) ヒヤリング予定日 平成28年5月10日(現在の概ねの予定。なお、変更の場合がある。)

2) ヒヤリング場所等 長野県庁(詳細については決定次第連絡する。)

各社 20分程度を予定(提案者の公募数により前後する。)

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定される。なお、技術提案書審査結果表(様式9-1)は、契約締結後、公表するものとします。(但し、業者名は特定した業者名のみ公表)

評価項目	評価事項		評価の視点
配置予定の技術者の資格等 (25点)	管理技術者 (12点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴	・豊富な経歴を有しているか
		同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	照査技術者 (5点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴	・豊富な業務経験を有しているか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	担当技術者 (8点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか
手持ち業務量		・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか	
動員計画及び費用 (15点)	技術者動員計画の妥当性		・効率的な技術者動員計画(費用)となっており、当該業務を実施するのに妥当なものとなっているか
技術提案の内容 (45点)	技術提案の的確性 (15点)		・技術提案を求める具体的な内容に対する的確な提案となっているか
	個別審査項目 (30点)	独創性	・独創性に優れた内容であるか
		適合性	・提案項目に適合した実現可能な提案であるか
		地域性	・長野都市圏の実情を反映した提案であるか

技術者の技術力及び意欲等 (10点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する	・当該事業を実施するのに必要な技術力や意欲があるか
費用と技術提案の整合性 (5点)	採点すべき優れた技術提案に加点	・技術提案に優れ、かつ技術者動員計画も技術提案に見合った内容で優れているか
評点の合計結果		

(8) 特定者への通知に関する事項

特定したものに対して、長野県長野建設事務所長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行う。

(9) 非特定理由に関する事項

①提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由書）を書面により、長野県長野建設事務所長から通知する。

②上記①の理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、長野県長野建設事務所長に対して非特定理由についての説明を求めることができる。

③上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含めない。）に書面により行う。

④非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3（5）に同じ。

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで。

ウ 受付方法 原則としてFAXによる。なお、到達したことを電話で3（5）の担当者に確認すること。

エ 回答方法 原則としてFAXによる。

(10) 業務予算額

概ね1億1820万円（税抜き）

(11) その他の留意事項

①提出された技術提案書は、返却しない。

②技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

③提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しない。

④技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがある。

5 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 関連情報を入手するための窓口 3（5）に同じ。

(3) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 参加表明及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、死亡・病休・退職等の極めて特別な場

合を除き、変更することはできない。

- (5) 必要に応じて参加表明書に関するヒヤリングを行う場合があります。
- (6) 技術提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (7) 設計共同体協定書第8条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求めます。
- (8) 本業務は「都市計画コンサルタント優良業務登録事業（試行）」に該当します。